

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負・修繕請負）（少額随意契約を除く）

10 月分

No.	案 件 名 称	工事種目	工 事 場 所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 庭窪浄水場計測設備修繕	諸設備	守口市淀江町 11-31	島津システムソリューションズ株式会社 大阪支店	¥1,980,000	令和5年10月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場計測設備修繕

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している計測設備（超音波流量計）の修繕を行い、機能の回復を図るものです。

当該設備は、島津システムソリューションズ株式会社が自社独自の仕様で設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは島津システムソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）